

内 規

東京電気管理技術者共済会埼玉事業部

総代及び理事、役員を選出の内規

平成22年4月22日 制定

平成28年4月20日 改正

令和2年7月17日 改正

第1条 この内規は、本事業部総代、理事および埼玉事業部役員選出ための内規である。

(理事の選出)

第2条 理事の選出は、理事候補、理事補欠候補を、役員会が選出する。

(互選総代の選出)

第3条 互選総代は 本会共済会規約第33条2項3号の規定による、定数を役員会が選出する。

(役員の新設)

第1条 埼玉事業部規約第11条の(役員の新設)を下記のとおり定める。

第2条 役員選考のために、役員選考委員会(以下選考委員という)を設置する。

- 2 選考委員会は選考会議を開催する。
- 3 事業部長および監査委員は、選考委員が事業部会員のうちから推薦し、総会が選出する。
- 4 副事業部長および幹事は、事業部会員のうちから役員会が推薦し、総会が選出する。

第3条 役員会は、選考委員会の委員として、各地区長のほか、通常会員のうちから各地区1名を選任する。

- 2 立候補するものおよび現職の事業部長・監査委員は、選考委員に選任しない。
- 3 選考委員会は、互選により委員長および書記1名、必要ある場合、副委員長を選出する。
- 4 委員長は、選考会議を招集し、その議長となる。
- 5 委員の任期は、役員会の議を経て、事業部長が指定した期間(通常・改選期に当該総会まで)とする。
- 6 選考委員会の発足時期は役員会において定める。

第4条 選考委員会の委員長は、事業部長および監査委員選考に関する公示をしなければならない。

- 2 事業部長および監査委員に立候補する会員は必要書類を揃え、公示に定められた方法で立候補を届け出る。
- 3 立候補の条件を次に示す。
 - ・ 入会后5年以上を経って、本事業部の役員および協会埼玉支部の役職者、または委員会(委員長)の経歴が通算2期以上あること。
- 4 選考会議は、次の基準を考慮し適切な方法で事業部長および監査委員候補を選出し、役員会に報告する。
- 5 立候補者がいない場合は、選考会議は、当該会議の委員を含む事業部会員の中から上記第3項および第4項を考慮して事業部長・監査委員候補を推薦し、役員会に報告する。

- ・ 心身共に健康であり、事業部長・監査委員としての見識を有していること。
- ・ 定款その他の規則に違反していないこと。
- ・ 事業部長・監査委員として事業部の運営に対して意欲を有すること。

第5条 選考会議は、非公開とし、その審議過程を公表しない。また、委員は審議過程を漏らしてはならない。ただし役員会から要請があった場合は、委員長はその審議過程を役員会に報告しなければならない。

2 選考会議の議事は、議事録として保存する。

事業地区の内規

第1条 この内規は、本事業部規約 第8条第1項の規定について定める。

第2条 本事業部の事業地区は、公益社団法人東京電気管理技術者協会埼玉支部における地区とする。

第3条 事業地区のとりまとめは、地区長が行うものとする。

会費の内規

平成22年4月22日制定

平成25年4月25日改正

平成28年4月22日改正

令和2年7月17日改正

第1条 この内規は、本事業部規約 第7条第4項について定める。

第2条 東京電気管理技術者協会埼玉支部は、本事業部に入会しようとするときは、
拠出金50,000円を納入しなければならない。

2 本事業部を退会した場合は、理由の如何を問わず拠出金は返金しない。

第3条 本事業部の会費は、共済会費、行事負担金、相互扶助費、とする。

- (1) 共済会費は、月額 1,000円とし、半期毎に6ヵ月分を納入する。
- (2) 行事負担金は、年額 2,000円とし、後期に納入する。
- (3) 相互扶助費は、半期 1,000円とする。
- (4) 期の途中に入会した時の会費は、入会した月(期)分から納入する。
ただし、行事負担金については、埼玉支部新春賀詞交換会以後に入会
の場合は免除とする。

2 会費の納入は、半期毎の期の始めに地区会を通して納入するものとし、分割納入は認めない。

第4条 事業計画遂行上必要が生じた場合、役員会の決議を経て特別会費を納入しなければならない。

役員会の内規

第1条 この内規は本事業規約 第30条を補足するものとする。

第2条 役員会は、事業部長が必要に応じて招集するが、必要と認めるものは次の場合である。

- (1) 事業本部総会の前月
- (2) 次期事業部役員及理事、理事補推薦の必要時期
- (3) 総会資料の作成時期
- (4) その他

第3条 役員会の招集は、事業部長が書面をもって、開催前月に役員会出席予定者に通知する。

委員会（部会）の内規

第1条 この内規は、規約 第20条2号により定める。

第2条 委員会（部会）の設置

委員会（部会）は、共済事業の目的を達成するために事業部長が必要と認めた場合、役員会の決議を経て設置する。

第3条 委員の構成

委員の構成は、役員会で決定する。

委員会（部会）には、委員長1名（主査）、書記1名を置く。

第4条 設置期間

委員会（部会）の設置期間については、役員会で決定する。

常設委員会（常設部会）を設置する場合は、常設委員会（常設部会）の内規を定める。

旅費・渉外費の内規

- 第1条 この内規は、本事業部規約の目的を遂行するために行う渉外活動及び事業部の会議の出席に対す
渉外費及び旅費について定める。
- 第2条 事業部の会議等に出席したものに対し、旅費を支給する。
但し会議と同一日、同一場所で会議を実施する場合は重複して支給しない。
- 第3条 本事業部規約の目的を達成するため、事業部を代表して渉外活動にあたるものに対し、
渉外費を支給することができる。
- 第4条 この内規適用の詳細は、旅費・渉外費の手引きに定める。
- 第5条 その他、この内規に定めのない事項については、役員会の決議を経て決定する。

機器校正試験の内規

- 第1条 この内規は、本事業部規約 第4条第1項4号により定める。
- 第2条 会員の電気保安管理業務の用に供する試験器の校正試験は、所定の申込みを行うことにより、
その実施を受ける事ができる。

機 器 名	項 目	単価 (円)	機 器 名	項 目	単価 (円)
接地抵抗計	校正手数料	¥2,000	電圧要素テスター	校正手数料	¥2,000
	試験成績書	¥1,000		試験成績書	¥2,000
	校正証明書	¥3,000		校正証明書	¥3,000
接地抵抗計 (複合機)	校正手数料	¥3,000	耐圧トランス	校正手数料	¥2,000
	試験成績書	¥1,000		試験成績書	¥2,000
	校正証明書	¥3,000		校正証明書	¥3,000
絶縁抵抗計 (高圧)	校正手数料	¥3,000	高圧リアクトル	校正手数料	¥2,000
	試験成績書	¥2,000		試験成績書	¥2,000
	校正証明書	¥3,000		校正証明書	¥3,000
絶縁抵抗計 (低圧)	校正手数料	¥2,000	耐圧試験器 (交流)	校正手数料	¥3,000
	試験成績書	¥1,000		試験成績書	¥2,000
	校正証明書	¥3,000		校正証明書	¥3,000
DGR試験器	校正手数料	¥3,000	電流計	校正手数料	¥2,000
	試験成績書	¥2,000		試験成績書	¥1,000
	校正証明書	¥3,000		校正証明書	¥3,000
DGR試験器 (複合機)	校正手数料	¥5,000	電圧計	校正手数料	¥2,000
	試験成績書	¥2,000		試験成績書	¥1,000
	校正証明書	¥3,000		校正証明書	¥3,000
OCR試験器	校正手数料	¥3,000	3Eリレー 試験器	校正手数料	¥3,000
	試験成績書	¥2,000		試験成績書	¥2,000
	校正証明書	¥3,000		校正証明書	¥3,000
OCR試験器 (複合機)	校正手数料	¥5,000	周波数試験器	校正手数料	¥3,000
	試験成績書	¥2,000		試験成績書	¥2,000
	校正証明書	¥3,000		校正証明書	¥3,000
トレーサビリティ			¥1,000		

※ 直流耐圧試験器の校正は実施していません。

2 前項一覧表に該当しない機器の校正試験は、可否及び金額について別途連絡する。

トレーニング盤使用の内規

第1条 本トレーニング盤は、会員の保安管理技術の向上を図ることを目的と、試験器の取り扱いを習熟するトレーニング盤（埼玉事業部に設置）の保全と使用の安全等を目的として会員等が使用できる。

第2条 トレーニング盤の使用を希望する者は、支部事務局へ申込みを行い希望の日時を連絡する。
（別紙、保護継電器トレーニング盤使用申込書）

2 新入会員や、操作に不安のあるものは、経験者同伴のもと指導に従ってトレーニング盤を使用する事が出来る。

3 指導員の紹介を受けたい場合は、その旨申し出る事。この場合、別途費用負担となる。
（別紙、保護継電器トレーニング盤使用申込書）

第3条 他支部会員の使用には、原則として埼玉支部会員（技術安全委員）の同伴が条件となる。

第4条 一般者の使用には、新入会員講習会開催時に募集する。

第5条 トレーニング盤の利用料は、半日、1日単位とし一回当たり以下のとおりとする。

	半日の利用料	1日の利用料
埼玉支部会員	1,500円	2,000円
埼玉賛助会員	4,000円	7,000円
他支部会員	6,000円	8,000円
会員以外の利用	7,000円	10,000円

※ 全利用者のトレーニング盤使用の利用料には、保険料500円含まれています。
会員以外の利用者で会社から業務として参加された場合は対象外となります。

第6条 使用する継電器試験器は自分の試験器または同伴者から借り受け使用すること。
また、試験器の説明書を用意すること。

第7条 協会会員にあっては、協会指定の上下作業服、ヘルメット、安全靴、手袋を着用すること。
協会会員以外の利用者も同等のものとする。

第8条 使用中に不具合が発生した場合は、速やかに技術安全委員長に連絡すること。
尚、使用者の不注意が原因でトレーニング盤を損傷した場合は、弁償を求めることがある。

相互扶助

平成22年4月22日作成
平成24年4月25日改正
平成30年4月 1日改正
令和 2年7月17日改正

第1条 会員の保安管理業務代行

- (1) 会員が傷病その他により、1ヶ月以上にわたりその業務を行うことができない場合は、会員の所属する地区長に、業務の代行依頼の申込みをすることができる。
- (2) 前項の申し出を受けた地区長は、事業地区でこれを図り、事業地区会員で分担して代行を行う。
- (3) 代行の報酬は、当該施設者と契約金額等を勘案し、当事者間の話し合いによるものとする。
- (4) 特別の理由で、代行期間が3ヶ月を超える場合は、事業部長への届出・認可を別紙、代行報告書を必要とする。

第2条 会員への慶弔・見舞給付金

- (1) 会員が結婚した場合、在籍3年未満は、10,000円、3年以上は、20,000円
- (2) 会員及び会員の配偶者が出産した場合、1子につき、10,000円
- (3) 会員の傷病（15日以上入院または、1ヶ月以上休業して療養）の場合10,000円
- (4) 会員が死亡した場合、50,000円（生花1基別途実費 上限20,000円税込）
- (5) 会員の配偶者が死亡した場合、30,000円（生花1基別途実費 上限20,000円税込）
- (6) 会員の実子（未成年者）が死亡した場合、20,000円
- (7) 会員の実父母が死亡した場合、20,000円
- (8) 前号に対する返礼は、一切行わないものとする。

第3条 前条第2条(4)に支部を代表して参列するための交通費を支給する。

第4条 在籍15年以上の会員が本人の申し出により円満退会した場合は、慰労金20,000円を贈るただし円満退会とは、廃業の意とする。

第5条 その他、本内規に定めなき事項については、役員会の決議により決定する。

同好会の内規

第1条 本事業部規約の目的を逸脱しないものであって、次の条件を備えた同好会については、本事業部は、協力・指導することができる。

- (1) 会の名称、目的、代表者及び会員名簿が役員会に提出され、受理されたもの。
- (2) 会員が5名以上であること。
- (3) 代表者が交代した場合、その都度届出のあるもの。

第2条 第1条における協力、指導の範囲及びこの内規に定めのない事項については、役員会の決議を経て決定する。

OB会の内規

平成24年4月25日作成

平成25年4月25日改正

令和2年7月17日改正

(名称)

第1条 本会は、東京電気管理技術者協会埼玉支部OB会（以下埼玉支部OB会）と称す。

(入会条件)

第2条 入会の条件は下記のとおりとする。

- (1) 公益社団法人東京電気管理技術者協会埼玉支部の会員で円満退会(廃業)した者とし

本人の希望で入会できるものとする。なお退会についても同様とする。

- (2) 協会在籍年数10年以上とする。但し条件に満たない場合でも、本人の申し入れがあり、役員会に承認された場合入会する事が出来るものとする。

第3条 OB会運営については、本事業部が支援する。

(会 費)

第4条 埼玉支部OB会に入会する時に入会金10,000円を納入する。

第5条 本事業部は埼玉支部OB会会員に以下のことを行う。

- (1) 埼玉支部OB会入会后、初回の公益社団法人東京電気管理技術者協会埼玉支部賀詞交歓会または埼玉支部全体会議後の懇親会に招待する。
- (2) 公益社団法人東京電気管理技術者協会埼玉支部会報の送付および慶弔の連絡を生涯にわたり行うが、2年目からは、会報送付時、継続確認の返信ハガキを送付する。

第6条 本事業部における協力、支援の範囲及びこの内規に定めのない事項については、役員会の決議を経て決定する。

付 則

この内規は、平成23年4月1日に遡及し施行する。

この内規は、令和2年4月1日改正し施行する。

内 規 改 正 履 歴

改訂日	改正箇所	改正要点
H 2 4 . 4 . 2 2	相互扶助の内規	
H 2 5 . 4 . 2 5	会費の内規	第 3 条 行事負担金の明文化 第 4 条 賀詞交歓会以後入会の場合行事負担金免除
	OB会の内規	第 5 条 招待時期に全体会議後の懇親会を追加
H 2 8 . 4 . 2 0	会費の内規	第 3 条 会費月額 500 円を 1000 円に改正
H 2 9 . 7 . 2 0	機器校正試験及び トレーニング盤の内規	第 3 条 校正料金改正 第 3 条 2 項新設
R 2 . 7 . 1 7	共済会埼玉事業部内規 総代及び理事、役員 の選出の内規 トレーニング盤の内規	文言改正 役員 の選出 新設 第 1 条 新設